

十月一日は先御衣がへあり、掃部寮夏の御装束を撤して、冬のにあらため給ふ。

爲邦朝臣

〔年中行事歌合〕二十八番 右 十月更衣

たちかへて露ものこらぬころもでをいまはたらすはつしぐれかな

〔後水尾院當時年中行事上月〕朔日、毎年つねのごとく、けふよりつねの御所御座の左の方におき、炭の火鉢をおく、炭の立やうあり、けふより女中わたの入たるものを著用、九月中はわたの入たるものをさす、さむきときは裕をとり重ねてきる也、夕方の御いはひより張うらのねりを著ると云。

〔禁中年中行事十月〕朔日 今日 御中段ノヨリ來年四月朔日迄、立炭御火鉢、常御殿

紫宸殿御帳臺御更衣 奉行 職事六位藏人勤之○四月同

清涼殿御帳臺御更衣 奉行 職事六位藏人勤之○四月同

〔禁中恒例年中行事十月〕朔日更衣 是は御服類冬に改られ、清紫兩殿の飾を冬の飾に玄かへらる、儀、四月朔日の如し。

〔日次紀事十月〕一日 開爐節(中略)自今日被揭紫宸殿清涼殿之壁代其儀同于四月
更衣之式、諸公家自今日至來年三月晦日各被著冬袍。

〔東京夢華錄九〕十月一日 十月一日、宰臣已下受衣著錦襖、三日、五日士庶皆出城響墳、禁中車馬出道者院及西京朝陵宗室車馬亦如寒食節、有司進煖爐炭、民間皆置酒作煖爐會也。

〔兵範記〕仁安二年十月一日乙未、未時參內、著白重、但堅文表袴冠如元、藏人藤原爲賢、奉行更衣事、夏御裝束於五條殿燒失了、御帳帷、御几帳、壁代等新調如例。

〔玉海〕文治六年〇建久十年十月一日壬午、中宮御方更衣也、但長元十年四月依相當忌日延引、二日被改了、沙汰云々、御服所獻御衣。

〔百練抄十五〕仁治三年十月一日、中宮御方更衣也、但長元十年四月依相當忌日延引、二日被改了、